

旗本交代寄合高木家の治水役儀をめぐる
— 笠松役所との関係を中心に —

名古屋大学年代測定総合研究センター

秋 山 晶 則

はじめに

特異な輪中景観で知られる木曾三川（木曾川・長良川・揖斐川）流域は、かつて全国有数の洪水常襲地帯であり、宝暦治水をはじめ、さまざまな治水事業が展開されたことが明らかにされている^①。近世においてその水政を司つたのが、ここで検討する旗本交代寄合高木家（西・東・北の三家からなるが、以下、特に断らない限り三家の総称として用いる）である。高木家は、戦国期には養老山地頭部の駒野・今尾一帯に勢力を張る有力武士であり、天正一八年（一五九〇）豊臣政権に美濃を追われるが、関が原戦後に美濃国の時・多良郷に四千三百石の知行を与えられ、参勤交代を行うなど大名並みの格式を保持し、明治維新まで同地を支配した旗本である^②。

同家は、宝永二年（一七〇五）以後、常置された川通掛（水行奉行）に任じられ、近世を通じて「多良役所」として膨大な治水文書を蓄積することになる。しかし、明治維新後、笠松県知事長谷川恕連が行った治水建議において、「濃州多良居住高木三家、以前ヨリ水行奉行相勤来候、右ハ西濃石津郡イサ、カ水縁モ無之山ノ居住、無謂次第二御座候、速ニ被廢候テ可然」と排撃されたように^③、山中に居住し、そもそも木曾三川流域治水とは無関係な存在であったとみてよい。そのような旗本家が、こうした重要な役割を担い、またそれを継続したこと自体、木曾三川流域治水の独自性を示すものといえるが、この高木家による治水への関与については、これまで、高木家が幕臣、それも交代寄合であるという高い権威性と、家柄の由緒にもとづき地域社会

に密着した存在であったことが背景にあるものと推定されているだけで、役儀内容やその変遷について検討した論考は以外に少ないのが現状である^④。

こうした状況にかんがみ、小稿では、高木家の治水役儀、特に川通掛として恒常的に河川管理を担うにいたった一八世紀以後の状況について検討を行う。なお、付言すれば、川通掛となった高木家は、笠松に陣屋を置く美濃郡代（笠松役所）とともに河川管理と治水工事に監督・統制権をもって臨むことになる。しかし、美濃郡代と高木家は、幕臣としてもに上層に位置しながらも、郡代は美濃の幕領経営にあたるもの、高木は中世以来の美濃の在地領主として交代寄合に列する旗本であり、おのずとその役割を異にしていた。また、郡代は勘定奉行支配であり、高木家は老中支配という「支配違」の問題もからむことにより、両者間には微妙なズレが蓄積されていったようである^⑤。

そこで、以下では、この美濃郡代（笠松役所）との関係に焦点をあてることで、高木家の治水役儀及び木曾三川流域治水史の豊富化をはかるとともに、当該期の政治社会状況の一端を明らかにすることを課題としたい^⑥。

一 川通掛の役儀

最初に、一八世紀以降、高木家が担うことになる川通掛（水行奉行）の役儀内容について、やや立ち入って検討しておきたい。

高木家は、寛永一〇年（一六三三）の国役普請奉行や同一四年の筵田真桑用水論所見分など、早くから木曾三川流域の治水・用水において、老中や幕

府評定所の命をうけ、美濃国奉行岡田善同・善政らと協働する重要な役割を担っていた。これらは、個別的・臨時的役儀であったが、上下流域での開発が本格化すると、流域全体の河川管理体制が模索されはじめる。その転機となったのが、水害予防の見地から行われた元禄・宝永期の大規模な河道整備（宝永の大取払い）であった。

これは、元禄一五年（一七〇二）、高須・福東・本阿弥輪中七二か村が、連年の水害原因が揖斐川下流の新田開発にあるとして、その撤去を幕府評定所に訴え出したことを契機としたもので、幕府検使の見分では輪中側の訴えが通らなかったものの、同一六年三月の美濃郡代辻六郎左衛門による勘定奉行への上申により桑名川通の新田撤去が実現している。

その際の辻上申書には、桑名地先新田はもとより古田や民家などを含む水行障害物の徹底排除を旨としながら、さらに、「自今以後ハ川通之奉行成共被仰付候て、川上より舟にて相廻り、桑名海口・熱田海口迄折々見分致し、若水行之妨ニ成候儀少も仕候はゞ、早速取払候様に被仰候はゞ、段々川々深成、水行能成候て、濃州之大水損は有之間敷と奉存候」と、恒常的な河川管理者としての「川通之奉行」の設置が提案されていた。

元禄・宝永の大規模な水行障害物撤去が終了した直後の宝永二年（一七〇五）、さきの辻構想をもとに、予防的見地にたつた治水政策を常態化する手立てとして、河道の監視・整備にあたる川通掛（水行奉行）が新設され、高木三家が任命されることとなった。次掲史料は、その際の老中奉書である。

今度濃州川筋、新田築出・竹木等取払候間、向後川通江各三人壹ヶ年代家来指出之、水行障りニ成候儀、御勘定奉行中可達候条可被相談候、恐々

謹言

土相模守

四月五日

政直（花押）

高木五郎左衛門殿

高木次郎左衛門殿

高木富次郎殿

これをうけて、高木三家では勘定奉行に対し、以下のような五か条の伺いをたて、概ね了承を得ている。

①濃州國中川筋、勢州桑名川通、尾州熱田川通の水行監視を三家家来が年番で実施。

②巡回時の人夫などの負担は、百姓役として笠松から高割で賦課する。

③桑名川取払普請奉行・南条金左衛門、宝永大取払普請奉行・辻六郎左衛門より「取払場所之絵図帳」を受け取り、水行監視にあたること。

④水行障害物を発見した場合、代官又は私領役人へ通知し措置する。新規川除普請は領主許可を得たものについて見分し、堤方役人と立会い吟味を行う。

⑤水行障害物禁止の高札新設。

⑥（奥書）①～⑤について関係領主・代官への通達依頼

このうち、⑤高札の要求だけは却下され、流域住民全体への布達には及んでいない。ただし、勘定所では、川通御領私領村々に向けて勘定奉行連印の触書（三か条）を下し、それに郡代辻六郎左衛門が覚書（五か条）を加えて廻達している。勘定所触書は、高木伺にある①④②の内容を指示したものであるが、郡代覚書には次掲のように、さらに具体的な指示が出されていた。

一、（略）

一、高木衆三人之内、年番之方より家来式人、今度川通村々被相廻候、

当年初而之儀故、我等方より役人壱人差添相廻候儀と、御勘定奉行衆差図ニ付、役人等相添廻可申候、其節於村々ニ庄屋年寄罷出、川通可有

案内事

一、（略）

一、川通ニ而川除又は川瀬違等新規願之儀、此度ハ取上無之筈ニ候条、不及訴訟事

（宝永二年）西六月

辻六郎左衛門

これは、川通掛新設の当年のみは笠松役人が付き添うものの、以後は高木三家が村々と直接対し、水行見廻り・吟味を専管するための環境整備が行われたことを示している。

この川通掛設置を契機として、高木三家にはそれぞれ川通役人が配置された。また、美濃郡代が指揮する笠松陣屋には、天領支配に関わる地方役所とともに治水担当の堤方役所が置かれ、高木家と連携して治水行政を管掌した。堤方役所を構成する堤方役人は、『岐阜県史 史料編 近世二五』所収史料などによれば、江戸初期、美濃国奉行岡田将監の登用に始まるとされる世襲の地役人であり、宝永の大取払い以後は笠松に集住しており、明和四年（一七七七）段階の定員は一四名となっている。

なお、既に指摘されているように、高木の伺書を仲介し、勘定奉行の諮問に直接応答しているのは辻であり、元禄・宝永期の一連の施策全体が、辻の構想にかかるものであることを確認することができる。同年六月五日付高木五郎左衛門宛書状では、「触書相廻申川通村々之内、勢州分ハ大嶋村前乱杭取払跡限之、尾州者福原新田之下船頭平村前迄限之、是と下ハ廻見分も不參、且触書も相廻ニ及間敷と存候、両国ともに海口迄相廻申様ニ仕義者過たる義と存申候」という巡視範囲の限定、及び尾張藩を念頭に置いたものであるか、「先者私領へ深入も却而障有之儀と考申候」との重要な指示も出されていた。

こうした一連の措置による川通掛の設置は、恒常的な河川管理へ向けた幕府治水政策の画期をなすものであったと評価しうるが、実際の運用はどのように行われたのであろうか。厳しい水防意識を背景とした輪中村々の利害対立は先鋭化しがちであり、これへの対応が問われることとなろう。

ところで、一八世紀初頭の美濃における治水問題を、河川管理の機構上の変化及びその幕藩制的意義の側面から検討した原昭午氏は、軍役としての普請役を統制することを任務としていた高木家が、郡代のもとで恒常的な川通掛に就任したことを、河川管理における幕府の官僚制的支配への傾斜と捉え

ている。そして、勘定所における河川管理体制の整備をあとづけ、勘定吟味役井沢弥惣兵衛の美濃郡代就任をもって、「高木氏の役割が掣肘をうける始点」であったとし、「高木氏の川通掛としての地位は幕末まで維持され」るが、その役割は順次軽視されていくとした。

その掣肘過程の事例としてあげられているのが、紀州流治水巧者として著名な井沢弥惣兵衛門と高木家の間に対立を生じた元文元年（一七三〇）の堤普請をめぐる一件、及び延享四年（一七四七）の伊勢桑名郡上之郷輪中自普請願一件である。

元文元年の一件は、堤普請願の処理方に関するもので、当時、勘定吟味役から美濃郡代を兼職していた井沢が「私領入会之場、新規普請ニ付、御勘定奉行御相談之趣を以不申達候而は否難申達」と、勘定奉行の指示を仰ぐ必要を唱えたのに対し、高木家は「川通之儀、新規願之節は、其所之役人より断次第各様御家来中・堤方役人立会吟味之趣、各様並拙者先役辻甚太郎御聞届御相談、同様ニ相極候へは毎度御勘定奉行江不相達、願之村方江否申渡前例」と、前代以来の慣例を確認したうえで、郡代と高木で了解すれば普請を命じてよいと主張している。これに対し井沢は、「拙者儀は御存之通、御勘定所一所ニ勤候ニ付、ヶ様之儀御勘定奉行ニ不申聞、万々一百姓得心不仕直訴など仕候儀有之候而者迷惑」と応答するなど、中央官僚としての立場を鮮明にしている。原氏は「井沢を通して木曾川水系における河川管理と治水事業に対する幕府勘定所の統轄権が、より強化」されたと評価するが、井沢が憂慮したのは「直訴」といった事態が惹起することであって、ここに大きな問題が存していたとみなければならぬ。

つまり、より重要なことは、井沢が提起した地域紛争の可能性とそれへの対処の方策である。井沢は、それまでの高木家による慣例的処理では不十分と判断したのであるが、まもなく退任したため、この課題は、元文二年一月、勘定組頭から笠松代官に就任した後任の滝川小右衛門によって担われることとなる。彼はこの問題を処理するため、着任直後に勘定所へ伺書を提出

し、勘定奉行の承認を得ている。全六か条からなる伺書の概要を示せば、左記のようになる¹⁶⁾。

①宝永取払普請及びそれ以後の高木家による水行吟味の確認。

②普請による水行障害の訴えあれば、高木三家と相談し、高木川通役人と笠松堤方役人が立会吟味し、高木三家と郡代が合意のうえで撤去を命じる。

③川通・堤方役人吟味で落着くば高木三家と郡代が吟味して撤去を命じる。

④新規普請は、堤方・川通役人の立会吟味をうけ、障村なくば許可。役人吟味で落着せざる時は、高木家と郡代の直接吟味による裁可。

⑤普請許可した場合も障村あらば代官・領主役人を多良か笠松へ呼び寄せ吟味したうえで落着させる。

⑥巡回時の人夫などの負担は、百姓役として笠松から割り付け賦課する。

全体として、多良・笠松両役所の流域支配に関する従来の方針を確認したもので、宝永二年高木伺（勘定所下知）のうち、第四条にあった水行吟味の規定を詳細化し、紛争が起きた際の処理方法を定式化したものであった。

加えて、奥書部分にも注意しておきたい。そこには、「辻六郎左衛門方江者

御証文（宝永度勘定所下知）も相渡不申候、右（高木）三人伺候御証文ヲ以立会見分吟味仕、相談之上落着仕候様仕来候、先格之通相心得可然哉」とあることから、勘定所の水行吟味に関する証文は高木家が所持しており、笠松役所は高木所持の証文に依拠して水行吟味に関わっていたということになる¹⁷⁾。

なお、見落としてはならない点であるが、宝永二年下知では、水行吟味は高木家の専管事項として設定されており、紛議ある場合に、高木の吟味を経て、笠松との立会いに臨むとあったものが、滝川伺の段階では、多良と笠松が同等の権限をもって初動調査を行うことに変更されていたのである。これが勘定所で認められた以上、笠松方の権限伸張が既成事実化したことは疑いない。

原氏があげたいま一つの延享四年の事例は、郡代青木が高木を無視して勘

定所と連絡をとり、百姓自普請を許可したことに対するもので、高木は「御領私領川通村々々相願候新規普請之儀ハ、御勘定奉行中々印状に而申候定法も有之候得ハ、……川通支配所ニ普請致候事、此方ニ而申渡義ハ有間敷」と自らの権限が無視されたことへの不満を述べたところ、郡代は「享保二十年（一七三五）万寿新田……御普請入用、井沢弥惣兵衛伺、御下知相済候ニ付、弥惣兵衛方に而申渡……此度も右之格に準」と、既に井沢による高木家無視の先例があったことが示されている¹⁸⁾。

以上みたように、辻郡代の構想により常置された川通掛の権限を、歴代の郡代が無視するような動きを繰り返しているのは何故であろうか。一つには、常置された川通掛を効率よく機能させるための調整措置（結果としての勘定所統轄権の強化）とみることは十分可能であるが、この点を、さらに明和三年の役儀縮減問題とからめて検討してみたい。

二 明和三年の役儀縮減

川通掛が設置された宝永の大取払い以降、木曾三川流域の治水状況は小康状態を保っていたが、時間の経過とともに、三川流域の自然環境や土砂堆積による河床・水位の上昇が大きな問題となっていた。

そこで、当該地域の治水問題を抜本的に解決するには、三川分流が不可欠であるとの認識が地域村々や多良・笠松役所でも共有されていく。それを實際に行ったのが、宝暦四年（一七五四）に始まる薩摩藩のお手伝い普請（宝暦治水）であった。高木家は、普請場の責任者として、足掛け二年にわたる難工事を無事乗り切り、大いに面目をほどこすことができた¹⁹⁾。

しかし、この大役を果たした高木家を待っていたものは、役儀削減という思いもよらぬ事態であった。西高木家では、宝暦治水を担った新兵衛篤貞が死去し、修理貞藏（さだよし）が家督を継いでいたが、明和三年（一七六六）一月二五日、江戸留守居からの早便で、大目付より手交された老中松平右

近將監書付を受け取る。それは川通役儀の縮減を命じたもので、「濃州勢州尾州御料私領川除普請所水行之儀」三付、是迄美濃郡代江立会被致候処、向後者濃州勢州之内、木曾川通長良川通伊尾川通右三川之分者、御料私領共、美濃郡代江立会、是迄之通相心得、右之外小川之分者、立会ヶ所別紙之通可相心得候」とあるように、高木家が美濃郡代とともに水行吟味を行うのは木曾・長良・揖斐の主要三川に限られ、その余の「小川」はすべて笠松支配となること²⁰が明示されていた。

これに驚いた貞臧は、東・北家との協議した結果、留守居を通じて江戸での情報収集に動くが、そこには、高木家と笠松郡代との間に生じていた、ある確執の存在が浮かび上がってくる。情報収集にあたった江戸留守居藤牧伊右衛門は、香気院付人・近藤喜惣次、同・土井縫殿助、大垣藩・国枝彦之進らを介して老中や勘定奉行などの幕閣と接触するが、その交渉を通じて見えてきた役儀縮減をめぐる状況を概括すれば、次の通りである。

①当初、この問題が惹起した背景については、同年実施された国役普請での東・北高木家の不調法に対する処罰の意味合いがあるのではと推量されていた。西家では、当主新兵衛篤貞が病臥中であり、国役普請には不参加だったため、巻き添えを食った可能性があると、西家単独での役儀復活に期待をにじませていた。

②これも当初から問題視されていた点であるが、今回の川通役儀をめぐる老中書付の趣旨と、かつて川通掛が設置された宝永二年老中奉書の内容とでは、「立会」の意味が大きく異なっており、この点の究明が最大の論点となっていた。

③高木三家の役儀削減が令された直接の原因は、父清右衛門を継ぎ笠松代官となつた千種六郎左衛門の虚偽情報（高木家では川通御用の負担が大きいため軽減を切望していると上申）によるものであり、その内容が勘定奉行から老中へ申告され、裁可されたものであることが判明する。その際、勘定奉行も老中も、宝永二年老中奉書の存在を知らずに判断を下しており、

ことが明るみに出れば勘定方はじめ難儀をするものが出る可能性もあるため、表向きの何書提出の延期を求められたこと。

このうち、②については「此方三人主役^ニ而笠松御郡代立会之場所^ニ而者無御座」「御取払跡御吟味之儀者、御三人様斗へ御奉書を以被蒙 仰、御立会之儀^ニ者無御座」(四一―一五あ)との反発があり、宝永二年勘定所下知からすれば妥当な主張であるが、既に滝川何書により紛争処理規定が変更されていたことからすれば、有効な反論とはなりえない。

また、③に関連しては、留守居に宛てた三家家老連署状に、「(郡代の千種は)御不案内成ふりて被仰上候者、彼是意味合も可有之と存候、第一者此方様代々美濃^ニ被成御座、乍小身御格式結構^ニ被仰付候故、(御老中様御支配、諸事大目付より御触被致、小身者候得共格式ハ万石以上之御取扱^ニ而御座候、川通其外)笠松立会之御用向^ニ付、御連名等此方より手を下ヶ申儀無御座、何事^ニ而も御老中様へ御直キ御伺御下知を御請被成候付、彼是御くり合、御書面之儀共御心遣共有之哉^ニ相見へ申候へ共、外^ニ被仰立御連名等之薄罷成候様之御勘弁も無御座^ニ付、右之趣^ニ取繕成候哉^ニ奉存候」と記されている点に注目しておきたい。笠松代官との間には、格式をめぐる軋轢があり、小身ながら大名級の扱いである高木に対する敵愾心を持っており、「連名」の件でも思うに任せず、他に対抗手段もないことから「取繕」って虚偽情報を流したというのである。

この明和の役儀削減は、高木家にとって重大な瑕疵と受け止められ、以後、役儀回復に向けた取り組みが行われることとなるが(後述)、一旦下された決定が覆ることはなかった。

幕府が倒れたのち、高木家は、明治維新政府に対しても治水役儀の継続を願い出たが認めるところとならず、ここに川通掛の歴史は閉じられる。

ところで、この維新政府への出願書類には、「明和二年、其頃関東方笠松江出張之姦吏之手^ニ而美濃國中支配川筋、木曾川・伊尾川・長良川三川支配分ヶ^ニ相成、右三川只今支配仕居候、右之比方江戸表方勘定方並普請役罷越、笠

松立会普請等目論見仕候様相成」との書付がある。ほかに関連して、年末詳ながら、高木家文書中には、「美濃国中先祖より家附ニ大小川々御奉行被 仰付、支配仕来候処、安永三年川分ニ相成、小川筋者御免ニ相成候、右之訳合ハ、全ク笠松御代官千種六郎右衛門と席論之義有之、其意地ヲ以御勘定所江悪ク申成候ヨリ小川筋ハ御免ニ相成、笠松斗リ之支配ニ相成申候趣ニ御座候」という別の書付も残されている。²³⁾このように、一貫して高木家では明和の役儀削減を笠松代官の讒言によるものと認識しており、後世にも語り継がれていったようである。

ここで注意したいのは、「千種六郎右衛門と席論」という文言である。席論とは、字義通りであれば、座席の序列などについての採め事であるが、千種六郎右衛門は明和三年二月に父清右衛門の跡を継ぎ笠松代官となるが、管見の限りでは「席論」に該当する問題は起きていないようである。年号の誤りといひ、高木家の主観的な思い込みによる伝承にすぎないのであろうか。

そこで、明和三年以前における笠松代官との関係を追ってみたところ、宝暦一二年（一七六二）の川通日記に「御郡代と御名順之義」とある記事を見つけたことができた。²⁴⁾これは、宝暦一〇年（一七六〇）の国役普請出来形帳を勘定奉行に提出するにあたって、その奥書の差出名順を、郡代千種清右衛門が勝手に変更したことが問題化したものである。

そこでは、「清右衛門様・旦那中御連名順之儀、御手伝普請之節方相改り、旦那中名前先ニ相認来り候」との高木家の指摘に対し、千種は「如何様之訳ニ而相改、御先名ニ成り候哉」と応酬したところ、「御勘定所方御用状其外御書付を以、其節御郡代様旦那中江連名ニ而被仰聞候御名前、旦那中先名ニ御認被成候儀、別而其節者江戸表方諸御役人御立会之御事、御支配違之訳等も有之、旁以夫迄之取扱不都合ニ奉存候故、其節御郡代青木次郎九郎様へ一通り御引合之上、其以後御連名順相改り申候」との回答がなされている。

この件は、高木家川通役と笠松堤方との交渉が行われていたが、勘定奉行所へ照会したところ、郡代と高木当主の直接交渉に切り替わり、郡上一揆に

かわり逼塞中の元郡代青木次郎九郎にも事情が問い合わせられている。

一連のやりとりの中で明確となったのは、相互の格式を視覚的にあらわす文書様式において、「先名」、つまり宛名の場合は先に、差出の場合は後に書く方が高位にあるという書札札をめぐって確執が生じていることである。特に、それまで郡代が先名であったものが、宝暦四年（一七五四）の宝暦治水開始を契機として、勘定奉行の意向をうけ高木家が先名となったとの指摘は興味深い。

別の記録によれば、「(宝暦一二年)十月朔日千種清右衛門様方江戸表江御伺之由ニ而御三所様江御直之御懸合有之、十月九日、御先例之趣千種様江、御三所様御先名ニ而相済候事」とあり、この一件はすぐに落着いたかに見えるが、先の明和四年の高木家家老による「御連名」云々の指摘を見る限り、対立は解消しなかったものと思われる。

この問題が、明和三年の高木家治水役儀縮減の直接的契機であるとしていかにどうかは即断できないが、少なくとも、両者には格式をめぐる対立があったことは確実で、それが原因であるとの認識を当事者（高木家）が持ちつづけたことが確認された。

次に、この役儀縮減問題が、高木家の行動及び笠松役所との関係にいかなる影響を及ぼしたのかについて検討してみよう。

三 文政・天保期の役儀復活願と笠松代官所

明和三年の家督継承直後に役儀縮減を命じられた貞藏は、文化九年（一八一二）に隠居して冠山と号し、かわって倅経貞が家督を継いだ。経貞は、その翌年の文化一〇年に、父の代に縮減された役儀復活を願っている。これは代替わりの初めにあたって、家運を隆盛に導く熱意の表れともとれるが、江戸留守居への指示書案文に「権現様 御神忌被為近寄候ニ付、諸家様方色々御願之筋有之候様之趣、依之 此方様方ニも 御先祖様方御勤被成候通り国

中小川通りも先年之通り御用等御勤被成度」とあることから、家康の二百年祭を前に諸家による幕府への出願ブームが起きており、それに乘じて役儀復活を目論んだものとみてよい。ただし、同案文には「先年御立会御取調御座候江戸表江被差出候小川通御願一件書類」ともあり、また、安永期と文化五年頃にも川通役儀関係書類の整備のあとが確認されることから、周到な準備のうえに時期を窺っていたことも間違ひなからう。

この文化一〇年の役儀復活願書の内容は、「誠ニ以先祖之者共骨折相勤候故、国中之川々水行宜敷相成、其後四十年來も水損ヲ通レ、国役其外御普請等も無之趣ニ申伝候」と自家先祖が関わった宝永の大取払いを評価する一方で、「然ル処年曆経候儀、大小川々共自ラ付洲瀬替り、或者竹木葦萱生立、只今之川瀬ヲ見計ひ、水行之障り古形之規矩ヲ以吟味仕候ハ、猶更水行宜敷相成可申」という現状の問題点及び改善策を提示し、「往古ヨリ家付ニ勤來候事故、存入之筋も有之」との自負を示して木曾三川全域での水政関与を求めたものであった²⁸。しかしその願いは届かず、以後も数回にわたって工作が続けられることになる。

そのうち天保二年（一八三二）の場合には、高木家は「川通惣奉行」構想を掲げ、尾州上萱津村の妙勝寺を介して老中水野忠邦や勘定奉行に接触を図っている²⁹。川通惣奉行とは、秋江村（木曾川）及び今尾村（揖斐川）あたりに船番所を設置して、美濃郡代と高木家がそれぞれを支配し、通行船から徴収した運上金を財源に、高木家を惣奉行として川浚を実施すれば、幕府は負担がなく、輪中村々と通船者にも利益が出るとする構想であった。なお、この構想では、惣奉行は美濃郡代と相談のもとに笠松堤方役人と高木家川通役人を指揮するとあるものの、実質、郡代を超越する権限を得ることが目論まれていた。

しかしこの一件は、江戸留守居らが「種々談判いたし候得共、新規之御役筋与申、殊ニ御両所様・笠松等御打合御指出し振ニも不相見、旁猥ニ御進達取斗、却而御不都合出来」との判断があり、内々に勘定奉行公用人に照会した

ところ、「迎も御模通候儀ニ而者有間敷候間、御見合之方大丈夫」との回答を得て、結局出願は中止されている。

この過程で出された、家老役伊東幾右衛門から江戸留守居に向けた指示には、「何そ別段之御用御勤被遊、御先祖様方江御孝道、御家之御勤功も御立被遊度御内願……御物入候共御手当て可被仰付思召」との当主意向が伝えられている³⁰。

このように、明和期の役儀縮減以来、高木家では治水役儀の復活あるいはそれにかわる勤功獲得が模索され続けており、財政難に陥りながらも「御物入候共御手当」を容認しても取組むべき課題となっていた。

他方、格式をめぐる確執を内包していた対笠松関係では、天保期に大きな変化が現れている。次に、この時期の笠松堤方役人との間で交わされた書状を、少し長文ではあるが掲げてみたい³¹。

（端裏）「極密」

此書状御覽之上直様御火中可被下候

以剪紙啓上仕候、嚴寒之砌御座候得共被為揃益御勇剛被成御勤仕珍重御儀奉存候、随而拙老無異相勉罷在候間御放情可被成下候、然者先達而川添様へ向願入置候御足扶持之儀者、何卒明年方内願之通被成下候ハ、各様方御勤役中ニ被成下儀と後年迄も申出シ大悦可仕候間、何分厚奉願上候、然ル替りニ付先既も川添様へ御咄申上通、津屋川口築流堤者八月中多芸輪中御料私領村々方笠松堤方手限場之積を以当方へ願出候処、星又も御立会場ニ無之間、当方ニ而手限見分之積、勿論津屋川口ニ而ハ伊尾川之名目無之間、実ハ御立会無之候而も可然場所ニ御座候処、同役共ニも其心得ニ有之、尤去ル辰年本巢郡只越村字ふじ山と申処、堤者糸貫川口方長良川江相掛り候場所へ新規ニ堤掘割、堤外江も悪水路を掘立悪水落大造之以樋伏込度段願出、長良川附障村々相札候処、故障之筋無之書面、水野・横井出役先江差出、当方手限ニ而出来致候、夫さへも御立会不申間、此度之儀者決而御立会ニ不及旨評議ニも相成勝ニ御座候間、拙老進出申出シ候者、此度

之場所津屋川口と申ス願ニ者有之候得共、絵図面之趣ニ而ハ御立会場伊尾川筋江も相掛り候、津屋川口殊ニ今般願之築流堤者一昨々年大川通御立会之節、赤生伝次郎へ三和氏御立会ニ而目障リニ相成取払候姿ニ而相濟候場所と相見へ候様申之、伝次郎へ其旨相尋候処、其節之場所ニ相違無之旨申ニ付、左候へハ取りもなおさず御立会場ニ而者無之哉と存寄候ニ付、理之当然、然らハ此度ハ立会ニ致スがよかるふと申ス事ニ相成、其旨水野方ほし又江申達候ハ、津屋川口築流願一件多良立会之儀一同評決致候処、一昨々年大川通見廻り之節、伝次郎・六左衛門察当いたし場所ニ候間、此度之儀ハ立会可然旨申達候上御立会被相成、其段願村々へ申聞せ候処、案外之趣ニ候へ共致方無之様子、其節貴地江も御願可申旨申渡候儀ニ御座候、又も自慢を申上候様テ恐入候へとも、私其席ニ居り合不申候ハ、十が九ハ当方手限吟味ニ而只越村之類例ニ相成可申儀と奉存候、先ハ私申分も相立御地方も御出役ニ而御立会ニ出役、波風なく治り候段御歎可被下候、右之手続之処いさるニ御三所様江被仰上被下置度奉願候

一、御席順伺書、出勤を早くして八人の出ぬ間ニ一枚二枚ツ、写取、夏中か、り漸く畢書仕候間、追而差上候様可仕候、此儀ハ実ニ親玉之耳へ入候へハ身分ニもか、わり候程之儀故、爰之処厚く御察被下、私御扶持方今式人分御増之儀、明年より頂戴相成候様御取持も被成下度、尤御三家様より忝人分と申而ハ表立御立入ニも相成候節、少々ハ御外聞ニも相抱り候様ニも奉存候、勿論御両家様さへ御聞濟被成下候へハ大内藏様之御方ニハ思召も無之由川添様被仰下、且又大内藏様・玄蕃様とハ御同高ニ而、御勝手向之儀も薄々承知、右様被仰下候次第御座候間、爰之処ハ加藤様格別ニ御働も被成下度奉存候、修理様には大内藏様とハ御倍高ニも有之、何と申而も御大家、爰之処ニ三輪様格別御働も被成下度、何分津屋川口一件等之儀、且又御席順書物骨折候一条御申立も被成下、早行相濟候様奉翼上候、可相成ハ春付ケ又々川添様当方へ御出張も御座候由候間、其刻御吉左右被仰知可被下候様偏ニ奉伏希候、将又右之外ニも各様方堤

方ち上席之書類宝永年中御用留不残写置候之間、是又差上候様奉存候間、御買易と思召寛敷御含御取斗奉内願上候、已上

十二月九日

十三八

御三人様

この書状は、笠松堤方役人戸沢助左衛門から高木三家の川通役人である三和六左衛門・加藤加藤太・川添本務の三名宛の書状包紙に一括されたもので、書状内容から、作成年代は天保五年（一八三四）に比定される。ここには、筆者「十三八」の高木三家への貢献として、津屋川口築流一件での口添え、席順（席論）をめぐる笠松代官所内での極秘調査などの様子がリアルに記述されており、彼が足扶持を要求する根拠ともされている。内容からみて、差出者が堤方役人であることは確実である。³²

関連して、既整理文書の「御出入方扶持」の中には、次のような文書も含まれている。³³

覚

一、米壺石八斗也

右者貫様儀、以来三人中江別段御立入御世話ニ相成候ニ付、聊為会釈書面之通被相贈之候、為後日仍而如件

天保四巳年九月

川添本務

印

加藤加藤太

印

三和六左衛門

印

戸沢大之進様

以上の点を勘案すれば、高木三家川通役人は、堤方役人へ接近し、米金供与の見返りに情報提供や役務支援を依頼する関係を築くにいたったものと考えられる。この背景には、これまで指摘してきた通り、明和三年に縮減された役儀の復活を宿願とする高木家と笠松との確執があったことが想定されよう。それゆえにこの書状は、高木家にとっての「川通御用」の位置付けを理解するうえで、大変ユニークな史料となることは疑いない。

しかし、こうした堤方役人との裏交渉が可能となった背景には、今ひとつ別の事情が絡んでいた。それは郡代野田斧吉及び手附星野又右衛門と堤方役との確執という、笠松陣屋内部の対立抗争である³⁴⁾。

これは、百姓の苗字帯刀という優れて身分・格式に関わる問題を一つの焦点としており、詳細は別稿に譲るが、笠松堤方役人の周縁性や高木家の動向とも関わるため、参考事項としてここで若干の検討をしておきたい。

この苗字帯刀百姓の扱いについては、既に寛政二年（一七九〇）、尾張藩役人から照会があり、当時の郡代辻六郎左衛門が「苗字帯刀致候百姓共取斗方」を勘定所へ伺った結果、「於役所者、苗字帯刀不相用、百姓並ニ取斗」うとの指示が出されている³⁵⁾。

しかし、堤方役人が「近來者、尾張殿方苗字被差免候者多く、役所江差出候書附類、苗字附者為相止度存候」と述べる状況があり、加えて、野田斧吉と手附星野により「水防役」名目で多数の苗字帯刀人を増殖させるような身分制弛緩を招来する事態が進行していた。そこで、役所下役たる堤方役人は差別化を維持するため、役所における苗字帯刀人の扱いを問題化したものと考えられる。

堤方は、この一件を含む郡代らの横暴を勘定所へ出訴するが、願書は不受理となってしまう。注意を要するのは、この過程で、堤方は高木家川通役と密接な関係を持ち、郡代をはじめ笠松地方役人への対応では口裏を合わせる工作まで行っていることである。また、同時期、加稲山新開を郡代野田が高木家に無断で許可した件が問題化しており、高木も勘定所へ出訴するが、その際に提出された高木家による野田攻撃の文章も、江戸出訴中の笠松堤方役人に依頼して添削が行われている³⁶⁾。このような形で高木家と堤方役人の連携があったことは、予想だにしないことであつたが、代官所役人像を考へるうえで、貴重な事例と思われる。

むすびに

以上、高木家の治水役儀について、美濃郡代（笠松役所）との関係を中心に考えてみた。郡代側では、滝川伺を勘定所に認めさせたことで、新たな河川管理方式の整備に向けた土台を確保した。むしろそれは、高木家の役儀そのものの解消を意図したのではなく、あくまでも郡代（笠松）を主軸とする河川管理体制の整備であつたことは多言を要しない。その後、明和三年には、勘定奉行を通じて管轄範囲の変更を申し入れ、高木家の猛烈な反発にもかかわらず、その治水役儀を縮減することに成功している。小稿では、その背景として、両者がともに木曾三川流域治水にかかりながらも、同床異夢ともいえる確執を抱えていた点に注目し、そのあり様を検討してみた。

やや冗長な説明に終止した感があるが、身分制的に編成された官僚制のもとで、広域行政の必要から高木家という旗本を組み込んだ矛盾が現出したものと評価しておきたい。この矛盾は、格式という視覚的なレベルで表象されており、それゆえ高木家にとっては、役儀縮減という忌まわしい汚点の原因として長く記憶されつづけるのである。

その後も高木家では、役儀復活を企図した取り組みを持続していくが、天保期には、笠松の堤方役人と連携して郡代と対抗するに至る。

そこでは、より周縁的な身分である堤方役人が、郡代及び勘定所に対し「苗字帯刀」への対応を問題化したように、身分制社会における身分の物件化、解体の動きの中で、儀礼と秩序をめぐる局面も大きく変わろうとしているのである。

註

(1) 岐阜県『岐阜県治水史』上・下巻 一九五三年。笹本正治・桐原千文「高木家文書にみる水論と治水」『木曾三川―その流域と河川技術―建設省中部地

方建設局 一九八八年。原 昭午「近世の治水」『木曾三川流域誌』同上
一九九二年、など。当該流域では、養老断層にそって沈み込む東高西低の土
地傾斜（濃尾傾動地塊）を反映して、木曾川、長良川、揖斐川の順で河床が
低くなっており、かつて中下流では水脈が網の目状に結合していた。このた
め、最大流量を誇る木曾川の水は、大量の土砂をともなつて長良・揖斐川へ
と押し寄せ、両川での逆流・洪水を生む環境にあった。

(2) 『高木家文書目録』巻一 名古屋大学附属図書館 一九七八年。

(3) 『岐阜県治水史』下巻 五頁。

(4) 註(1) 原論文。なお、明和三年の役儀縮減（後述）に対し、翌年提出され
た（川通り水行吟味定式普請御用高木三家単独で勤めたきにつき伺書下書）
（E1・1・四五～え）には、「私共儀者、国中村々江少シモ掛り合無之、代々
濃州ニ罷在候儀故、前件之通り川通水行改メ吟味之儀、主役ニ被仰付」とあ
り、美濃在住ながら流域村々と所領支配の入り組み関係などがないことか
ら、水行奉行に命じられたとする認識を示している。

(5) 原昭午「一八世紀初頭の美濃における治水問題」『地方史研究』五六・五七
合併号 一九六二年、及び註(1) 論文。斎藤夏来「交代寄合旗本高木氏の
川通御用」名古屋大学文学部研究生報告 一九九四年。なお、役儀に関わる
基本的事実は、既にこれらの論考で指摘されている部分が少なくないが、以
下では筆者の問題関心にひきつけて、あらためて整理し直している。

(6) 近年、近世政治史においても、支配における儀礼や身分格式の問題を対象と
する研究が進展しつつある。政治秩序・政治構造の動的・段階的变化を捉え
ていくには、近世の国家・社会における儀礼の意味について、さらに多くの
事例を通して考察を深めていく必要がある。この点にも留意しながら検討
を進めていくこととしたい。

(7) 『岐阜県治水史』上巻 三三二頁。

(8) 高木家文書E3・1・二二五。以下、高木家文書を引用する場合は目録番号
のみを記す。なお、高木家文書中の老中奉書について、その様式と内容の関
連性を検討したものに、伊藤孝幸「老中奉書について―交代寄合高木家によ
る『川通御用』勤務に関連して―」『古文書研究』三四 一九九一年、があ
る。小稿との関わりでは、西・北高木家当主に堤普請奉行を命じた正保四年
（二六四七）正月七日付の老中連署奉書に関する指摘に注目しておきたい。

この奉書は、宛先の記載順が異なる二通の正文が伝来しているが、最初に分
家北家当主を宛先の先頭に記載した文書が発給され、これを問題視した本家

西家の老中への申し入れて、改めて宛先順を逆にした一通が発給されたもの
と考えられている（八二頁）。近世武家社会における儀礼秩序を示す一例で
ある。

(9) E1・1・一。

(10) 『岐阜県治水史』上巻 二二三頁。

(11) E3・1・二二〇。

(12) 濃州国法の定式化や、在地していた堤方役人の笠松への集住など、当該期の
画期性は疑えない。「濃州治水記抄」『岐阜県史』史料編近世五 一九六九
年。

(13) 「解題」『高木家文書目録』巻三。

(14) 註(1) 原論文。

(15) 『岐阜県治水史資料網文（寛延以前）』一九四二年。

(16) E4・1・二。なお、この文書の写しが高木家にもたらされたのは、後述の
ように堤方役人との関係が形成された天保期と推定される。『岐阜県治水史』
上巻 二三五～三六も参照。

(17) この件に関し、註(5) 斎藤論文は、滝川の伺書が勘定奉行付札によりオー
ソライズされた結果、以後の水行吟味を規定する文書となることを指摘し、
宝永二年勘定奉行所下知は事実上失効したとの興味深い見解を示している。
なお、付札文書については、藤田寛「近世幕政文書の史料学的考察」『古文書
研究』三三 一九九〇年、などを参照。

(18) E3・1・四五七。

(19) 伊藤忠士編『宝暦治水御用状留』宝暦治水史料研究会 一九九六年。

(20) E1・1・二あ～い。

(21) E1・1・四四～四五。

(22) E1・1・四五い。

(23) E1・1・二八。

(24) E3・1・二二九八。書状原本はE3・1・二二〇九～二二。

(25) E1・1・一七。

(26) 西田真樹「文政期における美濃国交代寄合の支配と農民の対応」『宇都宮大
学教育学部紀要』三七 一九八七年。

(27) E1・1・六う。

(28) E1・1・七。

(29) E1・1・一三。高木家は、京都二条普請御用掛の拝命を望み工作したもの

の失敗したため、「昨年其表江罷越候尾州上菅津妙勝寺義者、江戸表ニ長々罷在候僧之儀ニ付、手続も無之哉」と接触を開始し、「昨年妙勝寺在府中ニ手続ヲ以、御勘定頭中川忠五郎様」へ取り入った経緯が記されている。なお、妙勝寺は日蓮宗寺院であり、尾張藩竹腰家から入嫁した高木永貞未亡人梅樹院が帰依しており、その結縁を利用したもののか。

(30) E1・1・一三二。

(31) ④E4・1・六四え。

(32) 再度、足扶持督促の書状がある。E3・1・五四六六。

(33) G7・1・三一。

(34) E3・1・三〇五二。「美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書」2.06/12 岐阜県歴史資料館。

(35) E3・1・三〇五二、二五三一。

(36) F4・7・一七四。

River improvement works of the Takagi family, “Hatamoto-kohtaiyoriai”,
with the emphasis on the struggling against the head of
Kasamatsu government office, “Mino-gundai” .

AKIYAMA Masanori

Nagoya University Center for Chronological Research

Abstract

This paper describes the changes in the river improvement works of the Takagi family from the 18th to the 19th century. The Takagi family was in some status called “Hatamoto-kohtaiyoriai”, which was the similar rank as the feudal lord, “Daimyoh”. It, together with “Mino-gundai”, the head of Kasamatsu government office, worked the river improvement of the Kiso, the Nagara and the Ibi. Since 1705, both the vassals of the Takagi family and the subordinate officials of Kasamatsu government office had been inspecting these three rivers to maintain the banks and to control the streams.

In 1760, however, the authority of the Takagi family was reduced drastically by the shogunate. It was behind the incident that the Takagi family and “Mino-gundai” were struggling with each other for higher rank. The Takagi family considered that “Mino-gundai” reduced the family’s authority with stratagem to rally from his inferior position. Therefore the Takagi family conducted several activities to restore its authority. This case shows a characteristic of the political society in the Edo era, and can be considered as an expression of the problems in the bureaucracy which was organized by following the sosial status.